

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件控

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2022年11月15日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲 243	京都府レッドデータブック2015年版	写	2015年4月	京都府	hpm1は白色の軽石の中に黒色の角閃石結晶が入る特徴的な岩相のテフラであり、その見た目から「ゴマシオ」と呼ばれていること。	
甲 244	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第5回評価会合 「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査－最終報告－コメント回答」 ①「南側トレンチ調査結果(南側法面スケッチ)」(128ページ), ②「南側トレンチ層序表」(127ページ), ③「ボーリング53孔、その2 火山灰分析結果」(156ページ)及び④「ボーリング41孔火山灰分析結果」(151ページ)	原	平成25(2013)年8月19日	参加人	①について 参加人が作成した「南側トレンチ調査結果(南側法面スケッチ)」には「2-1層」中にhpm1の火山灰出現位置とそれが線で結ばれていること。 ②について しかし、南側トレンチの「層序表」には、「2-1層」中にhpm1について言及されていないこと。 すなわち、参加人が南側トレンチを掘削した際にhpm1降灰層を見つけることができなかったこと。 ③及び④について 南側トレンチ付近の群列ボーリングNo.53では最多9粒, No.41では最多8.5粒の普通角閃石が3層内においても認められ、これらの事情をもとに、参加人の普通角閃石を中心としたhpm1の認定手法を前提にすれば、3層にもhpm1の存在が認められること。 そして、このことからすれば、参加人が認定する2層内のhpm1は二次堆積の可能性が高いものであること。	
甲 245	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第6回評価会合 「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査－最終報告－コメント回答」(192～193ページ)	写	平成25(2013)年9月2日	参加人	参加人は、南側トレンチ内において、hpm1の降灰層を目視で見つけることができなかったことから、南側トレンチ内及びその周辺のボーリングのいくつかの箇所において普通角閃石やカミングトン閃石などの火山灰構成鉱物を少量検出し、検出できたわずかな地点を繋ぎ合わせhpm1降灰層準とする方法を用いていること。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 246	第四紀研究(The Quaternary Research) 54(1)p.31-38 「テフラ学(第7回):肉眼視できないテフラ(クリプトテフラ)の認定と評価」	写	2015年2月	長橋良隆福島大学教授及び片岡香子新潟大学教授, 片岡香子新潟大学教授	長橋良隆福島大学教授及び片岡香子新潟大学教授らが, 当該論文において, 「テフラ粒子の本来の「テフラ降下層準」から上・下位層への拡散および消失(あるいは削剥と二次堆積)は普遍的に起きているため, 「テフラ降下層準」の認定はそもそも不可能である。」「クリプトテフラから「火山灰降灰層準」やテフラ降下層準の認定は慎むべきである。」「クリプトテフラで年代論を展開するのではなく, 地層そのものの年代を算出するなどの多面的な方策を検討することがまずもって追求されるべき」として, 参加人が行ったクリプトテフラからの降灰層準の認定に否定的な見解を述べていること。
甲 247	「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査ー最終報告ー(別添資料集)」火山灰分析結果 ①ボーリング53孔(360ページ「F6Br-53」) ②ボーリング41孔(357ページ「F6Br-41」) 甲第244号証の粒数	写	平成25(2013)年7月25日	参加人	参加人の普通角閃石を中心としたhpm1の認定手法を前提にすれば, 3層にもhpm1の存在が認められること。 そして, このことからすれば, 参加人が認定する2層内のhpm1は二次堆積の可能性が高いものであること。
甲 248	「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査ー最終報告ー」「F-6破砕帯の三次元的な分布(北側から望む)」(347ページ)	写	平成25(2013)年7月25日	参加人	新F-6破砕帯は, 「直線的」ではなく, 途中で角度(傾斜)も走向も変化しているが, これを連続させていること。